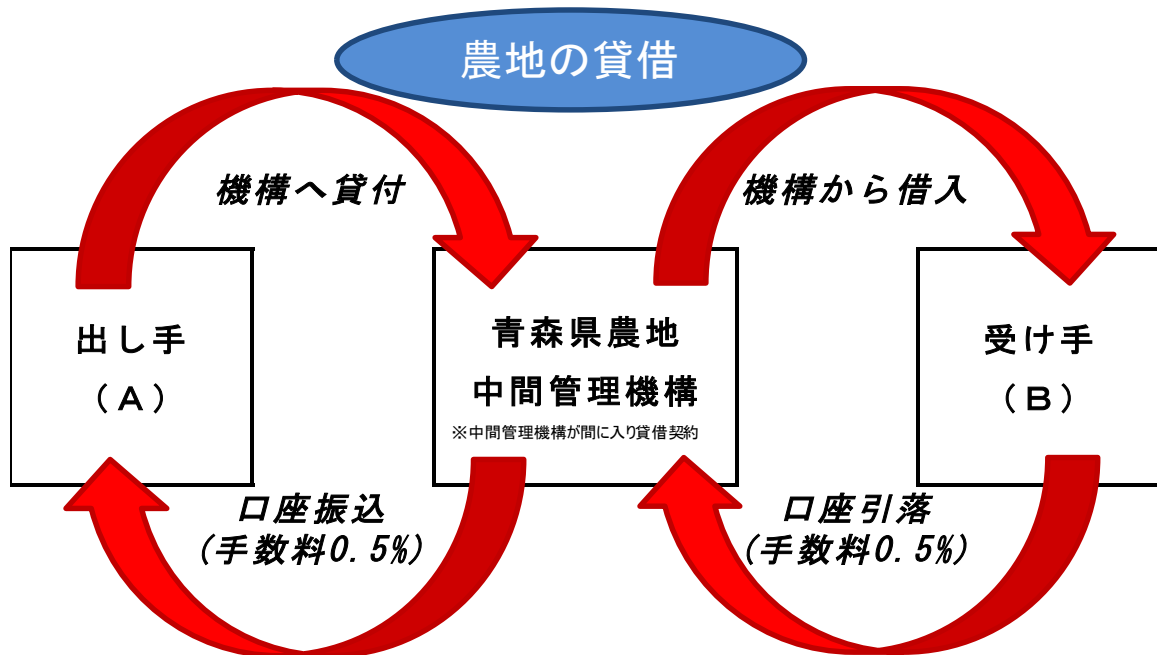


# 農地の貸借制度が 変わりました!



これから

## 《 農地中間管理事業 》



※双方、中間管理機構の手数料として賃料の0.5%がかかります

※今後、農地中間管理機構を介した貸借では「物納による貸借(物納換算の金納)」の契約はできなくなり、原則金納契約のみになります。

※新規利用の方は出し手・受け手登録が必要になります。(その他貸借申請に必要なものは農業委員会までお問い合わせください)

※これまでより契約書作成にお時間をいただきますので、当日受付はできません。

事前に双方で契約内容を決めてから農業委員会窓口または電話にて、ご相談・ご予約お願いいたします。

◎事前に双方で決めていただく内容等

貸借契約の年数・賃料・土地改良区の水利費・賦課金はどちらが支払うか・既存の木の木数と品種・新設する木の木数と品種・ビニールハウスなど状態等…

この他、必要に応じて聞き取りさせていただきます。